



平成23年11月29日

各 位

会 社 名 日本産業ホールディングズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 渋谷 猛
コード番号 4 3 5 2 札幌証券取引所
問合せ先 経営管理本部長 松本 敬一
(TEL 03-5302-1901)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、平成23年8月10日付「社内調査報告書の調査結果について」（追加開示含む）および平成23年8月11日付「過年度有価証券報告書、四半期報告書及び決算短信等の修正に関するお知らせ」にてお知らせしていませんとおり、過年度の決算訂正を行いました。

〈ご参考〉

平成23年8月10日付「社内調査報告書の調査結果について」

http://www.ns-hd.co.jp/reports/library_20110810.pdf

平成23年11月18日付「(追加) 社内調査報告書の調査結果について」

http://www.ns-hd.co.jp/reports/library_20111118_1.pdf

平成23年11月24日付「(追加) 社内調査報告書の調査結果について」

http://www.ns-hd.co.jp/reports/library_20111124_2.pdf

平成23年8月11日付「過年度有価証券報告書、四半期報告書及び決算短信等の修正に関するお知らせ」

http://www.ns-hd.co.jp/reports/library_20110811_1.pdf

この修正に関し、平成23年11月29日付で証券取引等監視委員会から、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対し150万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がありましたのでお知らせいたします。

当社は、この度の証券取引等監視委員会より勧告されたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領後、納付すべき課徴金の額を認め、金融庁からの納付命令に従って当該課徴金を納付する予定です。

株主の皆様をはじめ多くの関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

〈ご参考〉

証券取引等監視委員会ホームページ掲載事項

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20111129-1.htm

以上